

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

コーポレート・ガバナンスには、グローバル・スタンダード(国際標準)の潮流のなか、国際的なルールの下で、透明性、公平性、スピードが強く要求されております。

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、業容の拡大とともに株主尊重の方針を掲げ、株主の期待に応えるべく、健全かつ透明性が高く、経営環境の激しい変化に迅速かつ的確に対応できる経営体制を確立することであり、これが、企業意思決定の最高機関である株主総会から経営を付託されている企業経営者の重要な課題であると認識しております。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

当社は、「コーポレートガバナンス・コード」の基本原則を全て実施しております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

#### 【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社オール・エム	784,000	28.70
堀地 かなえ	360,000	12.40
堀地 ヒロ子	285,160	9.82
堀地 速男	199,440	6.87
株式会社銚子丸	175,356	6.04
堀地 元	48,000	1.65
銚子丸社員持株会	30,900	1.06
JPMCC CLIENT SAFEKEEPING ACCOUNT (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	9,325	0.32
PARSHING-DIV.OF DLJSECS.CORP (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	3,500	0.12
布施 栄一郎	2,500	0.09

支配株主(親会社を除く)の有無	堀地かなえ 堀地ヒロ子
-----------------	----------------

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	5月
-----	----

業種	小売業
----	-----

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

#### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社の主要株主である堀地かなえ及び堀地ヒロ子は、本人、近親者及び所有する会社が保有する当社株式にかかる議決権の合計が、当社の議決権の過半数を超えることから、東京証券取引所(JASDAQ市場)の規定する支配株主にあたります。

当社と支配株主との間で取引が生じた場合には、一般取引条件と同様に適切な取引条件で行うことを基本方針とし、特に多額かつ重要な取引については事前が取締役会で十分に審議したうえで業務執行を行うことにより、少数株主の利益保護に努めております。

#### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

---

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 <small>更新</small>	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

#### 会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
大島 有紀子	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

#### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大島 有紀子		—	弁護士としての経験・識見が豊富であり、当社の論理にとらわれず法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行する適任であるため、

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新

なし

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	3名

監査役の人数

3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は内部監査室と相互に連携し、監査法人の会計監査立会をはじめ、決裁書類等の閲覧、事業所の定期調査等を通じ、取締役の業務執行の監査を行っております。

また、内部監査室と監査役会、監査法人とは意見交換会を必要に応じて開催し、相互の情報交換、意見交換を行う等、連携を密にして監査の実効性と効率性の向上を目指しております。

社外監査役の選任状況

選任している

社外監査役の人数

3名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数

2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山口 忠則	他の会社の出身者													
中嶋 克久	公認会計士													
守屋 達雄	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山口 忠則		——	長年行政に携わった豊富な経験と知識に基づき、当社取締役の業務執行について公正な立場からの監視や助言・提言を行う適任であるため。
中嶋 克久	○	独立役員	公認会計士の資格を持ち専門知識が豊富であり、当社取締役の業務執行について公正な立場からの監視や助言・提言を行う適任であるため。
守屋 達雄	○	独立役員	社会保険労務士の資格を持ち専門知識が豊富であり、当社取締役の業務執行について公正な立場からの監視や助言・提言を行う適任であるため。

【独立役員関係】

独立役員の数

2名

その他独立役員に関する事項

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する  
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

現状では必要性を感じていないため、実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

全取締役の総額の開示に加え社外取締役の総額を開示  
2016年5月期における取締役報酬 212.4百万円(うち社外取締役 2百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方  
針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役のサポート体制につきましては、内部監査室に担当者(兼務)を配置し関係資料等を提出しております。

### 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社の企業統治の体制については、第33期(平成22年5月期)の定時株主総会において、新たに監査役会ならびに会計監査人を設置してコーポレート・ガバナンス体制強化を図っており、取締役会を中心に、監査役会、内部監査室、会計監査人等の連携によるガバナンス機構により運営されております。

当社の取締役は7名以内とする旨、定款に定めております。

取締役は提出日現在6名で構成されております。

取締役会は原則として月1回の定例取締役会を開催され、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、経営に関する重要事項の報告及び決議を行っております。

当社の監査役は社外監査役3名(うち常勤社外監査役1名)で構成され監査役会を設置しております。監査は、監査役会が決定した監査計画に基づいて厳格に行われております。

当社は計算書類の適正性を確保するため、会計監査人を設置しております。

当社の会計監査人は、新日本有限責任監査法人であります。

指定有限責任社員 業務執行社員: 稲垣正人、高橋聡  
監査業務に関わる補助者の構成: 公認会計士6名 他12名

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状の体制を採用する理由は、迅速かつ適切な経営意志決定を可能とするため、ならびに取締役会及び監査役会が有効に機能しているためであります。

### Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	当社ホームページに株主総会招集通知、決議通知を掲載しております。

#### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回決算説明会(中間決算時、期末決算時)開催	あり
IR資料のホームページ掲載	掲載ホームページ : <a href="http://www.choushimaru.co.jp">http://www.choushimaru.co.jp</a> 掲載情報 : IRニュース、財務ハイライト、決算短信、有価証券報告書 他	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当役員 : 代表取締役社長 石田 満 IR担当部署 : 管理部 IR事務連絡責任者 : 宮川 徳彦	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

コーポレート・ガバナンスには、グローバル・スタンダード(国際標準)の潮流のなか、国際的なルールの下で、透明性、公平性、スピードが強く要求されております。

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、業容の拡大とともに株主尊重の方針を掲げ、株主の期待に応えるべく、健全かつ透明性が高く、経営環境の激しい変化に迅速かつ的確に対応できる経営体制を確立することが、企業の意思決定の最高機関である株主総会から経営を付託されている企業経営者の重要な課題であると認識しております。

#### (内部統制システムの整備状況)

当社は、会社法及び会社法施行規則の規程に基づき、業務の適正を確保するための体制を以下のとおり整備しております。

#### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a 取締役会は、法令・定款・株主総会決議・取締役会規程及び、「経営理念」等に定めた経営の基本的方向性や、行動の規範に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに取締役の職務執行を監督するものとする。
- b 取締役及び使用人は、取締役会が決定した役割と職務範囲において法令・定款・取締役会決議及び「総合組織規程」その他社内規程に従い、当社の職務を執行するものとする。
- c コンプライアンス体制の基礎として、社長を委員長として「コンプライアンス委員会」を設置し、「コンプライアンスマニュアル」の徹底によりコンプライアンス体制の整備、維持、向上を図るものとする。
- d 取締役は、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、直ちに「コンプライアンス委員会」に報告するとともに、遅滞なく監査役及び取締役会に報告するものとする。
- e 法令違反その他コンプライアンスに関する事項についての通報体制として「コンプライアンス委員会」及び内部通報システムを整備し、内部通報制度(ホットライン)に基づきその運用を行うこととする。
- f 社長直轄の内部監査室を設置し、内部監査室は内部監査規程に基づき業務全般に関し、法令・定款及び社内規程の遵守状況や業務遂行の手続き及び内容の妥当性等について定期的に内部監査を実施し、社長及び監査役にその結果を報告するものとする。また、判明した指摘・提案事項の改善状況については適時フォローアップ監査を実施するものとする。
- g 監査役はコンプライアンス体制及び内部通報システムの運用に問題あると認める場合には、意見を述べるとともに改善策の策定を求めることができるものとする。

#### (2) 取締役の職務執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

- a 取締役の職務執行に係わる情報については、株主総会議事録・取締役会議事録等法定文書のほか重要情報の記載ある文書等(電磁的記録を含む)を「文書管理規程」、「情報システム管理規程」の定めるところに従い、適切かつ確実に保存・管理するものとする。
- b 上記aの文書等は取締役又は監査役が常時、閲覧できるものとする。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a リスク管理が経営の重要課題であることを認識し、「危機管理マニュアル」の徹底を図るとともに、必要なリスク管理体制の整備・強化を実施するものとする。
- b 地震・洪水・火災等の災害リスク、当社取り扱い商品に対するクレームリスク及び当社に関する風評リスク等については「危機管理マニュアル」に則りリスクの発生に備えるものとし、また、情報漏洩リスクについては「情報システム管理規程」及び「個人情報保護規程」の定めるところに従い管理するものとする。
- c 経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生した場合には、損害の拡大を防止しこれを最小限に止めるため、「危機管理委員会」を直ちに招集し、顧問弁護士等を含む外部アドバイザーの協力を求め、迅速な対応を行うものとする。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a 職務執行の決定を適切かつ機動的に行うため、定例の取締役会を毎月1回開催する他、必要に応じ適宜臨時に開催するものとし、全般的経営方針・経営計画その他職務執行に関する重要事項を協議・決定するものとする。
- b 取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、常勤の取締役、監査役及び部長が出席する経営会議を原則毎月1回以上開催し、職務執行に関する基本的事項や本部経営課題について討議し、社長及び取締役会の意思決定に資するものとする。
- c 取締役会の決定に基づく職務執行については「総合組織規程」「稟議規程」において各役職者の権限及び責任と執行手続きの詳細を定め明確化を図ることとする。

#### (5) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- a 監査役は、当社の使用人から監査役補助者の任命を求めることができるものとする。監査役補助者の人事異動及び評価については監査役の意見を尊重するものとする。
- b 監査役補助者は、監査役と協議のうえ定める期間中当社の業務執行に係る役職を兼務しないものとする。

#### (6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- a 取締役及び使用人は、経営に著しい損害を及ぼす恐れのある事実等の重要事項について、適時適切に監査役に報告するものとする。
- b 監査役は、重要な意思決定の過程および職務の執行状況を把握するため取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役等からのその職務の執行状況を聴取し、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧できるものとする。

(7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a 監査役は、代表取締役・取締役及び監査法人与各々、必要に応じ意見交換会を開催できるものとする。
- b 内部監査室は、監査役との間で定期的に会合を持ち、内部監査結果について協議及び意見交換をする等、密接な情報交換および連携を図るものとする。
- c 監査役は、監査の実施にあたり必要と認める場合は、弁護士、公認会計士等の監査業務に関する助言を受けることができるものとする。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方)

当社は社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係を待たず、反社会的勢力からの不当要求、妨害行為に対しては、警察や弁護士等の外部専門機関と連携し、毅然とした態度で組織的に対応することを基本方針としております。

(反社会的勢力排除に向けた整備状況)

(1) 対応マニュアルの整備状況

「危機管理マニュアル」において、反社会的勢力に対する具体的対応を定めるものとする。

(2) 外部の専門機関との連携状況

反社会的勢力による不当要求に備え、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と連携をとるものとする。

(3) 対応統括部署の設置状況

管理部を反社会的勢力対応部署とし、同部が反社会的勢力に関する事項を統括管理するものとする。

(4) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

業務上取得する、あるいは警察、暴力追放運動推進センター等の外部専門機関から提供を受ける反社会的勢力に関する情報について、反社会的勢力対応部署にて一元管理するものとする。



## 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(適時開示体制の概要)

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

当社は、投資者の投資判断に重要な影響を与える事実については、迅速、正確かつ公平に開示するという考えに基づき、適時適切な会社情報の開示を実行するための社内体制を整備しております。

(1) 決定事実

決定事実は、取締役会における承認の後、情報取扱責任者を經由して速やかに公表されます。

(2) 発生事実

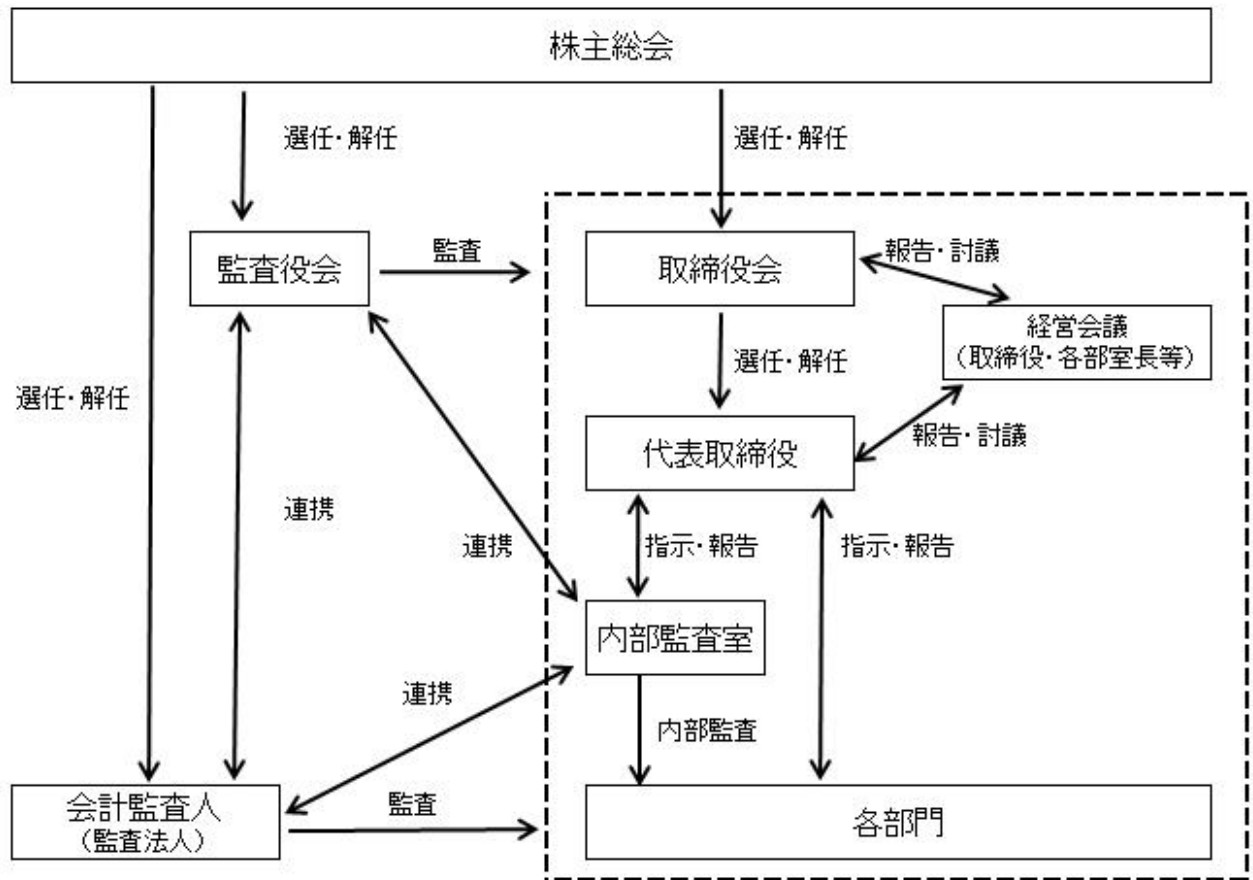
発生事実は、担当部署が発生を認識した時点で速やかに代表取締役へ報告がなされ、開示の検討並びに判定を行い、開示が必要な発生事実に関しては、情報取扱責任者を經由して速やかに公表されます。

(3) 決算情報

決算関連情報は、四半期を含む決算内容及び業績・配当予想の修正等を経理課が原案を取りまとめ、取締役会における承認の後、情報取扱責任者を經由して速やかに公表されます。

【参考資料: 模式図】

(内部統制システムを含むコーポレートガバナンス体制)



(適時開示体制)

